

公認クロスカントリースキー検定員検定規程

(目的)

第1条 本規程は、本連盟公認規程及び公認クロスカントリースキー検定員規程第4条第2項に基づき、公認クロスカントリースキー検定員検定に関して、必要な事項を定める。

(年度)

第2条 本規程の年度は、本連盟の定款第6条で定めた事業年度8月1日から翌年7月31日までをいう。

(実施)

第3条 クロスカントリースキー検定員検定（以下、「検定会」という。）は、本連盟の主催・主管で行う。

(周知)

第4条 検定会の開催要項は、本連盟ホームページ等で周知する。

(責任者・検定員)

第5条 検定会の責任者、主任検定員及び検定員は以下のとおりとする。

(1) 責任者は、本連盟理事・教育本部部長・教育本部専門委員、又は本連盟の教育本部理事会が認めた者

(2) 主任検定員は、クロスカントリースキー検定員資格が有効な本連盟の教育本部クロスカントリー専門委員の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者

(3) 検定員は、クロスカントリースキー検定員資格が有効な本連盟の教育本部専門委員・技術員、又は本連盟加盟団体のクロスカントリースキー普及活動に携わる者の中から選任し、本連盟教育本部長が委嘱した者

(4) 検定員は、クロスカントリースキー検定員3名以上で構成する

(5) 検定員の人数は、受検者数に応じて会場ごとに定める

(会期)

第6条 検定会の会期は、2日間を原則とし、諸事情により、会期を変更することができる。

(会場・回数)

第7条 検定会の会場は、公認クロスカントリースキー指導員検定会及びクロスカントリースキーバッジテストにおいて実施することを原則とし、同一年度内の受検は、1回限りとする。

(受検資格)

第8条 検定会の受検者は、受検年度の本連盟会員登録を完了した者で、受検する年度の3年度前までに、クロスカントリースキー指導員を取得し、資格が有効な者。

(検定基準)

第9条 検定会の検定方法は講習検定会とし、実技講習と理論講習及び実技テストと理論テストを行う。

2 実技テストの合格基準は、第5条に示した主任検定員及び検定員の採点（基準点）に対して、検定会受検者の合・否の的中率が70%以上で合格とし、採点は、実際の検定を対象に行うことを原則とする。

3 理論テストは、クロスカントリースキー検定基準及び実施要領、その他検定に必要な事項を内容として行い、合格基準は、満点に対して70%以上とする。

4 理論テストの出題範囲は、本連盟の刊行物、規約・規程とし、当該年度の開催要項に明示する。

5 合否判定は、同一年度内における実技テスト及び理論テストの合格で、総合合格とする。

(合格者の手続)

第 10 条 検定会の合格者は、検定会合格日に合格証が付与され、示された期日までに、各種公認・登録料金一覧表に定める公認料・年次登録料及びバッジ代を、本連盟会員登録システムで決済することにより資格が認定される。また、次年度からの年次登録料は、他の登録料等と同時に納める。

(結果報告及び発表)

第 11 条 検定会の主任検定員は、検定会実施の結果を速やかにクロスカウンター委員長と本連盟に報告し、出席・合否結果を、事業終了後 2 週間以内に、所定の様式により本連盟に提出する。

2 検定会実施結果のうち、検定会成績は公表しない。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成11年10月18日 制定
平成12年9月20日 改正
平成14年6月28日 改正
平成15年6月27日 改正
移行平成20年9月16日改正
平成25年7月9日 改正
平成29年7月15日 改正
令和2年12月9日 改正
令和5年7月5日 改正